

# 指定国官庁への手続

—指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続—

## 第7章 指定国官庁に対する手続

第1節 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要

第2節 国際商標登録出願

第3節 代理人の選任

第4節 国際商標登録出願の後の手続書類に関する作成上の一般原則

第5節 国際商標登録出願の特例

第6節 その他の手続

第7節 公報

第8節 登録

第9節 登録異議の申立て

第10節 審判

第11節 商標登録出願等の特例

第12節 国内商標登録出願と国際商標登録出願(マドプロ指定国官庁)  
との相違点



## 指定国官庁への手続

(指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続、法第68条の9～第68条の39)

第7章では、国際登録出願において、海外の出願人が日本国を指定した場合に、指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続について説明します。

### 第7章 指定国官庁に対する手続

#### 第1節 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要

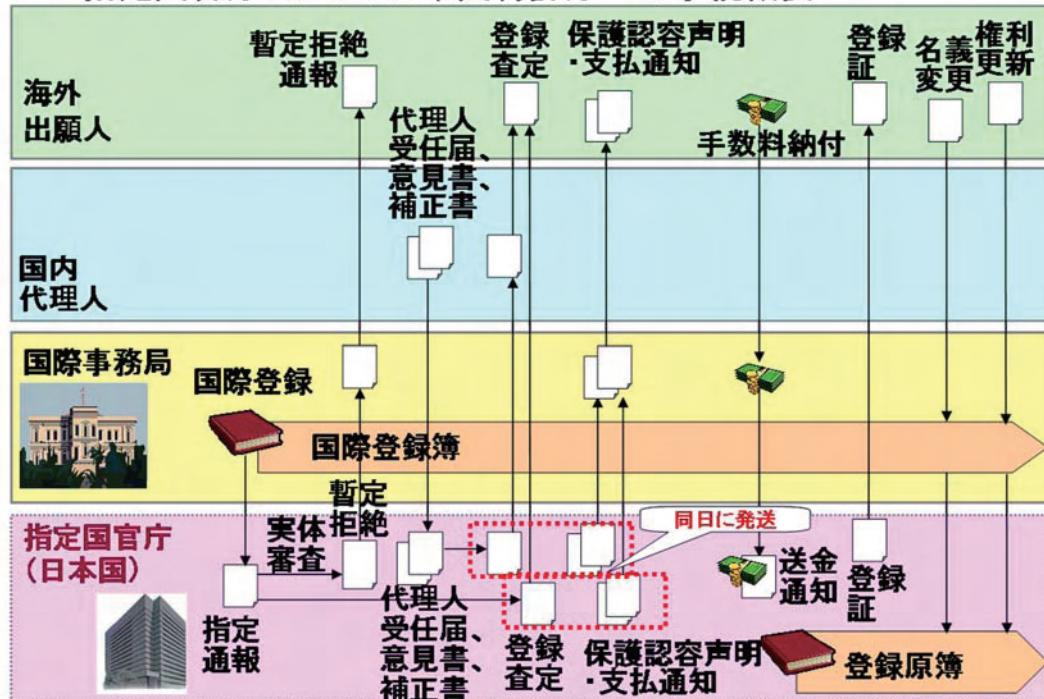
1. 日本国特許庁では、日本国を指定した国際登録出願に関し、国際事務局からの指定通報を受け実体審査を行います。この実体審査により拒絶理由を発見した場合は、出願人に暫定的拒絶通報をWIPOの国際事務局を経由して送付します。在外者である海外の出願人は、暫定的拒絶通報に対し意見書や補正書等の手続を行う場合は、国内代理人を選任したうえで日本国特許庁に手続を行うことになります。
2. 審査の結果、拒絶の理由が発見されなかった場合や意見書・補正書によって拒絶の理由が解消した場合、審査官は登録査定・保護認容声明及び支払通知を起案します。日本国特許庁は出願人(国内代理人がいる場合は国内代理人)へ直接登録査定を送付(郵送)します。また保護認容声明・支払通知は国際事務局を経由して出願人(IB代理人がいる場合はIB代理人)に送付されます。この支払通知には登録料に相当する個別手数料の第2の部分の支払期限日が記載されていますが、これに国際事務局のカバーレターが添付されます。カバーレターには個別手数料の第2の部分の金額と国際事務局の口座が記載されています。出願人が商標権の設定登録を受けたい場合は、この登録料に相当する個別手数料の第2の部分を国際事務局へ支払います。国際事務局は受領を確認後、日本国特許庁に手数料が支払われた旨を通知し、日本国特許庁ではその通知を受け商標権の設定登録を行います。
3. 国際事務局に納付がされなかった場合、国際事務局は国際登録簿から指定国日本に関する記録を取消し、日本国特許庁に納付がなかった旨を通知します。日本国特許庁では、その通知を受け出願の最終処分として取下げを記録します。なお、支払期限までに納付されなかった場合の救済措置はありません。期限を失念して支払を忘れ取り消されたが日本に対して保護を求めたいときは、日本を指定した事後指定書(MM5)を本国官庁あるいは国際事務局に提出して下さい(但し、この場合は事後指定日に出願したと同じ効果となるため、日本での出願日が繰り下がります)。
4. また、提出された意見書や補正書等によっても拒絶の理由が解消しない場合や、暫定拒絶通報の応答期間を過ぎて、何も応答書類が提出されない場合は審査官は拒絶査定を起案し、日本国特許庁は出願人(国内代理人がいる場合は国内代理人)へ直接拒絶査定を送付(郵送)します。拒絶査定に対する不服審判の請求期間(3ヶ月)を経過しても請求がなかった

場合は、日本国特許庁は拒絶確定声明を国際事務局を経由して出願人に送付します。

なお、登録異議の申し立て、拒絶査定に対する審判、商標登録の取消し審判等は日本国特許庁に手続を行うことになります。

- 日本国特許庁では、国際事務局とは別に指定通報を受けた際は公開国際商標公報を発行し、また商標権の設定登録されたものに関しては国際商標公報を発行しています。

### 7-1. 指定国官庁としての日本国特許庁への手続概要



## 第2節 国際商標登録出願

### 1. 国際商標登録出願

[法第68条の9]

日本国を指定した領域指定は、国際登録日にされた商標登録出願とみなされます。ただし、事後指定は、国際登録簿に記録された事後指定の日にされた商標登録出願とみなされます。

### 2. 日本国特許庁の審査期間

[法第16条]

日本国特許庁(指定国官庁)は、国際商標登録出願について「領域指定」の通報日から18ヶ月以内に拒絶の理由を発見しないときは、商標登録すべき旨の査定を行います。

なお、上記期間内に拒絶の理由を発見したときは、「暫定的拒絶通報(拒絶理由通知に相当、応答期間3ヶ月)」を国際事務局へ送付し、国際事務局は同通報を出願人に転送します。

### 第3節 代理人の選任

在外者(日本国内に住所又は居所を有しない者)である国際商標登録出願人は、商標法の規定に基づく国内手続(意見書・手続補正書の提出等)については日本国特許庁に直接手続をすることができません。

よって日本国特許庁に手続をするためには、我が国に在住する**代理人(商標管理人)を選任しなければなりません。**

代理人の選任は、「代理人受任届」により行い、「代理権を証明する書面(委任状)」及び同訳文を添付して下さい。 [商標法第77条において準用する特許法第8条]

なお、「代理権を証明する書面(委任状)」の代わりに手続書面に包括委任状番号を記載することもできます。

#### **Q32 意見書の提出だけを代理することができますか。**

A 可能です。代理人受任届を提出しないで、意見書提出の手続のみを代理する場合には、意見書に代理権を証明する書面を添付して提出してください。この場合、当該手続のみの限定代理人となり、登録査定謄本等は代理人ではなく出願人に送付されることになります。

## 代理人受任届(様式記載見本)

**【書類名】** 代理人受任届

**(【提出日】** 平成21年10月 1日)

**【あて先】** 特許庁長官 殿

**【事件の表示】**

**【出願番号】** 国際登録第123456号

**【手続をした者】**

**【住所又は居所】** 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

**【氏名又は名称】** PASSIFLORE Société Anonyme

**【受任した代理人】**

**【住所又は居所】** 東京都千代田区霞が関3-4-3

**【氏名又は名称】** 国際 太郎 

**【提出物件の目録】**

**【物件名】** 代理権を証明する書面 1

又は

**【包括委任状番号】** ○○○○○○○○

- (注1) 本手続は書面のみに限られ、識別番号及び識別ラベルは使用出来ません。
- (注2) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○○号」と記載して下さい。
- (注3) 【手続をした者】欄は、国際登録簿に記録された原語で記載して下さい。
- (注4) 【受任した代理人】欄は、受任した代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載し、押印して下さい。
- (注5) 代理権を証明する書面には訳文を添付して下さい。
- (注6) 包括委任状による手続において、包括委任状番号受領前に本書を提出する場合には、包括委任状番号に代えて、「平成○○年○○月○○日提出の包括委任状を援用する。」と記載し、「包括委任状差出書の写し」を添付して下さい。
- (注7) 代理権を証明する書面の提出が間に合わない場合には、【提出物件の目録】欄には「代理権を証明する書面は、追って補充する。」と記載して下さい。(後日手続補正書(方式)に翻訳文とともに添付して提出してください)。

## 代理人住所変更届(様式記載見本)

【書類名】 代理人住所変更届  
【提出日】 平成21年10月 1日  
【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第123456号

【住所(居所)を変更した代理人】

【旧住所又は旧居所】 東京都千代田区霞が関1-3-1

【新住所又は新居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎 

- (注1) 本手続は書面のみに限られ、識別番号及び識別ラベルは使用出来ません。
- (注2) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」と記載して下さい。
- (注3) 代理人が同一であり、届け出の内容が同一の場合は、【事件の表示】欄に【出願番号】の項目を繰り返し記載し、一通の書面で2以上の事件に係る手続をすることができます。  
また、【事件の表示】欄に「別紙の通り」と記載し、別の用紙に「【別紙】」と記載して、国際登録番号(事後指定の場合は「2003年3月14日に事後指定が記録された国際登録第123456号」)を、繰り返し記載した書面を別紙として添付することもできます。  
なお、第2番目以降に記載する国際登録番号の前には読点「、」を付すこと。
- (注4) 住所(居所)を変更した代理人が複数の場合は、【住所(居所)を変更した代理人】の欄を、繰り返し記載してください。受任した代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載し、押印して下さい

## 第4節 國際商標登録出願の後の手続書類に関する作成上的一般原則

### 1. 書面による手続

- (1) 國際商標登録出願の手続は、書面により行い、書面は1件ごとに作成しなければなりません。
- (2) 書面には、提出者の氏名(名称)及び住所(居所)を記載し、かつ押印をして下さい。  
なお、識別番号による住所の記載の省略、押印に代えた識別ラベルの使用はできません。
- (3) 書面に記載する各項目にはデリミタ【】を付して下さい。

### 2. 書面の言語

- (1) 書面は下記(2)及び(3)を除き日本語を使用しなければなりません。
- (2) 國際登録の名義人の記載  
「名義人の氏名又は名称及び住所又は居所」の記載は、國際登録簿に記録された文字と同一の文字にして下さい。
- (3) 國際登録に係る指定商品(役務)の記載  
「指定商品(役務)」は英語で記載して下さい。

### 3. 様式上の要件

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに一面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはなりません。
- (2) 各用紙の提出方法  
各用紙は、綴じ方はなるべく左綴じとし、容易に分離しやすく、綴じ直すことができるよう、例えばステープラー等を用いて綴じて提出して下さい。

### 4. 國際商標登録出願を特定する番号の表示

國際商標登録出願の後にその出願に関して提出する手続書類には、國際登録番号を表示して下さい。  
ただし、事後指定による國際商標登録出願では、「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された國際登録第○○○○○○○号」のように記載して下さい。

## 第5節 國際商標登録出願の特例

### 1. 國際商標登録出願時の特例

[法第68条の10]

國際商標登録出願に係る登録商標及び商標権者と国内登録に基づく登録商標及び商標権者が同一であり、國際商標登録出願に係る指定商品(役務)と国内登録に基づく登録商標に係る指定商品(役務)とが重複している場合、國際商標登録出願はその重複している範囲について、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなされます。

### 2. 出願の特例

#### (1) 商標登録出願の分割

[法第68条の12]

國際商標登録出願は、商標法第10条第1項に規定する分割出願をすることはできません。

#### (2) 出願の変更

[法第68条の13]

- ①通常の國際商標登録出願を、団体商標の國際商標登録出願に変更することはできません。
- ②団体商標の國際商標登録出願を、通常の國際商標登録出願に変更することはできません。
- ③國際商標登録出願を、防護標章登録出願に変更することはできません。

#### (3) 補正却下後の新出願

[法第68条の18]

國際商標登録出願は、補正却下後の新たな國際商標登録出願をすることができません。

## 第6節 その他の手続

### 1. 手続補正の特例

[法第68条の28]

國際商標登録出願については、暫定的拒絶通報(拒絶理由通知)の指定期間内に限り、我が国在住の代理人(商標管理人)により特許庁長官に対して手続の補正をすることができます。

また、國際登録の名義人は、事件が特許庁に継続している場合は、直接国際事務局に対し我が国についての國際登録の指定商品(役務)を限定する変更の記録の申請をすることができるので(議9条の2(iii))、出願人は、これにより、拒絶理由通知に対する応答ともできます。

**Q33 暫定的拒絶通報は誰に送付されますか。**

A 特許庁では、暫定的拒絶通報を国際事務局に送付し、暫定的拒絶通報の写しは国際事務局から出願人に送付されます。なお、通報時に国内代理人が受任している場合は、特許庁から国内商標法に基づき、拒絶理由通知書を国内代理人にも同時に送付します。

**意見書(様式記載見本)**

**【書類名】** 意見書

**(【提出日】** 平成21年10月 1日)

**【あて先】** 特許庁審査官 殿

**【事件の表示】**

**【出願番号】** 国際登録第123456号

**【国際商標登録出願人】**

**【住所又は居所】** 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

**【氏名又は名称】** PASSIFLORE Société Anonyme

**【代理人】**

**【住所又は居所】** 東京都千代田区霞が関3-4-3

**【氏名又は名称】** 国際 太郎 

**【意見の内容】**

**【証拠方法】**

**【提出物件の目録】**

(注1) 本手続は書面のみに限られ、識別番号及び識別ラベルは使用出来ません。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に  
事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」と記載して下さい。

(注3) 提出物件は手続補足書での提出ができませんので、必ず意見書に添付して下さい。

## 手続補正書(様式記載見本)

**【書類名】** 手続補正書

**【提出日】** 平成21年10月 1日

**【あて先】** 特許庁審査官 殿

**【事件の表示】**

**【出願番号】** 国際登録第123456号

**【補正をする者】**

**【住所又は居所】** 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

**【氏名又は名称】** PASSIFLORE Société Anonyme

**【代理人】**

**【住所又は居所】** 東京都千代田区霞が関3-4-3

**【氏名又は名称】** 国際 太郎 (印)

**【手続補正1】**

**【補正対象書類名】** 国際商標登録願

**【補正対象項目名】** 第14類

**【補正方法】** 変更

**【補正の内容】**

**【第14類】**

**【指定商品】** Watches, wristwatches, wall clocks.

**【手続補正2】**

**【補正対象書類名】** 国際商標登録願

**【補正対象項目名】** 第15類

**【補正方法】** 削除

(注1) 商標法第68条の28の規定により、拒絶理由通知書(暫定的拒絶通報)の指定された期間内に限り指定商品・役務についての補正をすることができます。なお、指定された期間内に「期間延長請求書」を提出した場合は、1ヶ月の延長が認められます。

(注2) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」と記載して下さい。

(注3) 本手続は書面のみに限られ、識別番号及び識別ラベルは使用出来ません。

(注4) 指定商品役務は英語で記載して下さい。

(注5) 指定商品役務及び区分の全文を補正する以外は、なるべく補正する区分のみ記載してください。

(注6) 指定商品及び役務の補正は、国際登録の範囲内で補正して下さい。なお、類の補正是できません。

## 期間延長請求書(様式記載見本)

特許  
印紙

(2, 100円)

【書類名】 期間延長請求書

(【提出日】 平成21年10月 1日)

【あて先】特許庁長官 殿  
(特許庁審査官 殿)

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第123456号

【請求人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎 

【請求の内容】

(注1) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に  
事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」と記載して下さい。

(注2) 本手続は書面のみに限られ、識別番号及び識別ラベルは使用出来ません。

## 手続補正書(方式)(様式記載見本)

【書類名】 手続補正書(方式)  
【提出日】 平成21年10月 1日  
【あて先】 特許庁審査官 殿

【事件の表示】

【出願番号】 国際登録第123456号

【補正をする者】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse  
【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3  
【氏名又は名称】 国際 太郎 (印)

【手続補正1】

【補正対象書類名】 代理人受任届  
【補正対象項目名】 提出物件の目録  
【補正方法】 追加  
【補正の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】 代理権を証明する書面 1

又は

【包括委任状番号】 ○○○○○○○○

- (注1) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「○○○○年○○月○○日に事後指定が記録された国際登録第○○○○○○号」と記載して下さい。
- (注2) 本手続は書面のみに限られ、識別番号及び識別ラベルは使用出来ません。
- (注3) 【補正をする者】欄は、国際登録簿に記載された原語で記載して下さい。
- (注4) 【代理人】欄は、受任した代理人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載し、押印して下さい。
- (注5) 代理権を証明する書面には訳文を添付して下さい。
- (注6) 包括委任状による手続において、包括委任状番号受領前に本書を提出する場合には、包括委任状番号に代えて、「平成○○年○○月○○日提出の包括委任状を援用する。」と記載し、「包括委任状提出書の写し」を添付して下さい。

**2. 商標法第9条(出願時の特例)の適用を受けるための手続**

[法第68条の11]

国際商標登録出願について、商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする場合には、出願人は、その旨を記載した書面及びその事実を証明する書面を国際商標登録出願の日から30日以内に特許庁長官に提出しなければなりません。

**3. パリ条約の例による優先権主張の手続の特例**

パリ条約の例により優先権を主張しようとするときは、その旨並びに第一国出願をした国の国名及び出願年月日を記載した書面を「商標登録出願と同時」に特許庁長官に提出しなければなりません(法第13条第1項において読み替えて準用する特許法第43条の2第3項において準用する同法第43条第1項)が国際商標登録出願についてはその願書に前記書面を添付できませんので、その旨並びに第一国出願をした国の国名及び出願年月日を記載した書面を「国際商標登録出願の日から30日以内」に提出できるようにしました。

[法第68条の15第2項]

なお、優先権証明書は国際商標登録出願の日から3ヶ月以内に特許庁長官に提出しなければなりません。

[法第13条第1項]

**4. 国際登録の名義人の変更手続****(1)届出の効力**

国際商標登録により生じた権利の承継は、国際事務局に届け出なければその効力は生じません。

[規則25(1)(a)、法第68条の16]

**(2)名義人の変更に伴う国際商標登録出願**

国際登録簿の名義人の変更に伴い、指定商品又は指定役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になったものとみなします。

[法第68条の17]

### 【指定商品(役務)の一部分分割の例】

○国際商標登録出願  
国際登録番号 : 123456  
国際登録名義人 : 甲  
指定商品 : X、Y、Z

**名義人の変更届** 指定商品「Z」を乙に移転(一部移転)

○国際商標登録出願  
国際登録番号 : 123456  
国際登録名義人 : 甲  
指定商品 : X、Y

○国際商標登録出願  
国際登録番号 : 123456A  
国際登録名義人 : 乙  
指定商品 : Z

※分割により生じた国際出願は、国際登録番号に「アルファベット文字」が付与され新たな出願として管理されます。

### (3) 作成要領

「名義人の変更の記録の請求(MM5)」の作成要領は、「第4章 第9節 国際登録の名義人の変更の記録の請求」を参照し、これに準じて作成して下さい。

なお、我が国在住の代理人が「名義人の変更の記録の請求(MM5)」を国際事務局に提出することにより名義人の変更の手続を行う場合、本手続と同時に国際事務局に対する代理人となるため、国際事務局経由で出願人に発出する各種の通報も国際事務局から代理人に送付されます。

## 第7節 公 報

### 1. 公開国際商標公報

[法第12条の2]

#### (1) 公開国際商標公報

国際商標登録出願に関しても出願公開の対象となり、国際事務局から日本国特許庁へ指定通知が通報された後、速やかに「**公開国際商標公報**」を発行します。この公報は国際事務局が発行する公報とは別個に日本国特許庁が発行するものです。

#### (2) 発行形態

公開国際商標公報は、「**公開商標公報**」及び「**国際商標公報**」と共に「**公開・国際商標CD-ROM公報**」として発行します。

なお、平成22年1月7日からインターネット利用による当該公報の発行を予定しています。

## (3) 発行言語

公開国際商標公報は、英語により作成されますが、出願人の氏名・名称及び住所・居所は国際登録簿に記載された言語で作成され、指定商品(役務)については特許庁による参考訳文が付されます。

※なお、この参考訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、指定商品(役務)の範囲は英語により記載されたものをもって判断されます。

## (4) 公開国際商標公報番号

公開国際商標公報の番号は、国際登録番号により管理し、新たに公開国際商標公報番号は付与しません。

## (5) 発行周期

原則、週1回発行となります。

## 2. 国際商標公報

[法第18条第3項]

## (1) 国際商標公報

国際商標登録出願に係る商標権の設定の登録があったときは、「国際商標公報」を発行します。

## (2) 発行形態

国際商標公報は、「公開商標公報」と「公開国際商標公報」と共に「公開・国際商標CD-ROM公報」として発行し、「商標公報CD-ROM」とは別に発行します。

なお、平成22年1月7日からインターネット利用による当該公報の発行を予定しています。

## (3) 発行言語

国際商標公報は、英語により作成されますが、出願人の氏名・名称及び住所・居所は国際登録簿に記載された言語で作成され、指定商品(役務)については特許庁による参考訳文が付されます。

※なお、この参考訳文はあくまでも参考的な性格のものであり、指定商品(役務)の範囲は英語により記載されたものをもって判断されます。

## (4) 国際商標公報番号

国際商標公報の番号は、国際登録番号により管理し、新たに商標登録番号は付与しません。そのため、公開国際商標公報と誤認しやすく、注意が必要です。

## (5) 発行周期

原則、週1回発行となります。

## 第8節 登録

### 1. 商標権の設定の登録

[法第68条の19]

平成15年1月1日以降、日本国に係る個別手数料の支払が二段階納付になったことにより、国際商標登録出願は、商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた後に、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、個別手数料のうち第二の部分(登録料相当分)を支払わなければなりません。

日本国特許庁は、個別手数料の第二の部分(登録料相当)の納付があつた旨の通報が国際事務局からあつたときに商標権の設定の登録を行います。

**【参考】平成14年12月31日以前の国際登録に基づく商標権の設定の登録の特例**

平成14年12月31日以前の国際商標登録出願は、個別手数料が一括納付(登録料相当含む)であったことから、商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときに商標権の設定の登録を行います。

### 2. 国際登録に基づく商標権の設定の登録に必要な個別手数料

#### (1) 納付金額

1件ごとに37,600円に区分の数を乗じて得た額に相当する額。

#### (2) 納付先

国際事務局

#### (3) 納付時期

商標登録すべき旨の査定又は審決と同時に送付する「NOTIFICATION OF SECOND PART OF INDIVISUAL FEE : 個別手数料(登録料)支払通知」の支払期限までとなります。また支払期限は発送日から3ヶ月以内です。

なお、日本国特許庁は同通知を国際事務局へ送付し、国際事務局は同通知を出願人又は国際事務局の代理人へ通報しますので、我が国に在住する代理人(商標管理人)が、同通知を受領することはありません。

**【注】平成14年12月31日以前の国際登録に基づく商標権の設定の登録に係るもの  
は上記の支払は発生しません。**

### 3. 商標登録証

[法第71条の2]

商標権の設定の登録が行われた後に、**商標登録証**を商標権者(又は、存在する場合は

日本国内の代理人)に交付致します。

商標登録証は日本語で作成されますが、指定商品(役務)は英語で、商標権者は国際登録簿に記載された文字で作成致します。

#### 4. 国際登録に基づく商標権の消滅

[法第68条の20第2項]

国際登録に基づく商標権は、基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなします。消滅の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生じます。

#### 5. 国際登録に基づく商標権の存続期間

[法第68条の21]

国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の日から10年をもって終了します。なお、商標権の存続期間は以下の更新料の支払により更新することができます。

##### (1) 納付金額

1件ごとに48,500円に区分の数を乗じて得た額に相当する額。

##### (2) 納付先

国際事務局

##### (3) 納付時期

存続期間の満了前

#### 6. 商標原簿への登録の特例

[法第68条の27]

商標原簿への登録の特例のうち、国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによります。

なお、国際登録に基づく商標原簿は、特許庁独自の番号は付与せず、国際登録番号で管理します。

### 第9節 登録異議の申立て

#### 1. 作成要領

登録異議の申立てに関する書類の作成は、商標法施行規則第12条様式第13に従い作成して下さい。

## 第10節 審 判

### 1. 作成要領

「拒絶査定に対する審判」及び「補正の却下の決定に対する審判」に関する書類の作成要領は、このテキスト「第7章 第4節 国際商標登録出願の後の手続書類に関する作成上的一般原則」及び商標法施行規則第14条様式第14の2を参照し、これに準じて作成して下さい。

また、「商標登録の無効の審判」及び「商標登録の取消しの審判」に関する書類の作成は、商標法施行規則第14条様式第15に従い作成して下さい。

特許  
印紙

審判請求書(様式記載見本)

( 円)

【書類名】 審判請求書

(【提出日】 平成21年10月 1日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】 国際登録第123456号

【審判の種別】 拒絶査定に対する審判事件

【商品及び役務の区分の数】

【審判請求人】

【住所又は居所】 15 chemin des Coiombettes 1131 GENÈVE 10 Suisse

【氏名又は名称】 PASSIFLORE Société Anonyme

(【国籍】)

(【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)

【代理人】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 国際 太郎 

(【電話番号】)

(【ファクシミリ番号】)

【請求の趣旨】

原査定を取り消す。本願の商標は登録すべきものとする。との審決を求める。

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

【物件名】

(注1) 本件出願が事後指定の場合は【出願番号】の欄に「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇号」と記載して下さい。

(注2) 本手続は書面のみに限られ、識別番号及び識別ラベルは使用出来ません。

(注3) 本書と同時に手続補正書の提出は出来ません。

(注4) 【商品及び役務の区分の数】には拒絶査定時の区分数を記載し、その区分数に応じた金額を納めて下さい。また、拒絶査定後審判請求までの間にWIPOに「商品及び役務の一覧表の減縮の請求書」(MM6)を提出した結果、区分が減っている場合には、請求により差額が返金されます。

## 第11節 商標登録出願等の特例

### 1. 国際登録の取消し後の商標登録出願の特例

[法第68条の32]

#### (1) 国際登録の取消し(セントラルアタック)後の商標登録出願の特例

議定書第6条(4)に規定するセントラルアタックにより、我が国を指定する国際登録の対象であった商標について、国際登録されていた指定商品(役務)の全部又は一部が取り消されたときは、当該国際登録の名義人は取り消された指定商品(役務)の全部又は一部について、我が国に新たな商標登録出願をすることができます。商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願をするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第6条(4)の規定により取り消された国際登録の番号を記載してください。(当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記録された日を記載してください。)

#### (2) 特例の要件

上記(1)の特例による商標登録出願は、次の要件に該当するときは国際登録日(又は事後指定の日)にされたものとみなします。

- ①国際登録が取消された日から3ヶ月以内に商標登録出願をすること。
- ②国際登録の対象であった標章と商標登録出願の標章が同一であること。
- ③商標登録出願に係る指定商品(役務)が、国際登録における指定商品(役務)の範囲に含まれていること。

#### (3) 優先権主張の効果

国際商標登録出願について、パリ条約による優先権の主張(商標法第13条で準用する特許法第43条)又はパリ条約の例による優先権の主張(商標法第9条の3又は第13条で準用する特許法第43条の2)が認められていたときは、商標登録出願にも優先権が認められます。

### 2. 議定書廃棄後の商標登録出願の特例

[法第68条の33]

#### (1) 議定書廃棄後の商標登録出願の特例

議定書の廃棄の規定(議定書第15条)により、国際登録の名義人が国際出願をする資格を有するものでなくなったときは、国際登録されていた指定商品(役務)について新たな商標登録出願をすることができます。商標法第68条の33第1項の規定による商標登録出願をするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨及び議定書第15条(5)(b)の規定による議定書の廃棄に係る国際登録の番号を記載してください。(当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、事後指定が国際登録簿に記録された日を記載してください。)

## (2) 特例の要件

上記(1)の特例を受けようとする者は、次の要件に該当するときは商標登録出願は国際登録日（又は事後指定の日）にされたものとみなします。

- ①議定書の規定による廃棄の効力が生じた日から2年以内に商標登録出願をすること。
- ②国際登録の対象であった商標と商標登録出願の商標が同一であること。
- ③商標登録出願に係る指定商品（役務）が国際登録における指定商品（役務）の範囲に含まれていること。

## (3) 優先権主張の効果

国際商標登録出願について、パリ条約による優先権の主張（商標法第13条で準用する特許法第43条）又はパリ条約の例による優先権の主張（商標法第9条の3又は第13条で準用する特許法第43条の2）が認められていたときは、商標登録出願にも優先権が認められます。

## 第12節 国内商標登録出願と国際商標登録出願（マドプロ指定国官庁）との相違点

項目	国内商標登録出願	国際商標登録出願 (マドプロ指定国官庁)
手続	オンライン可	オンライン不可、紙手続のみ
書類の様式	墨付き括弧、「【】」を項目に使用	←
申請人制度	利用できる。	利用できない。
識別番号の記載	手続書面に記載したときは住所を省略できる	識別番号は記載できない。
識別ラベル	貼付できる	貼付できない
予納制度	利用できる。	利用できない。
代理人の選任	出願人が在外者のときは、国内代理人が必須	←
包括委任状	援用できる	←（商標法条約に基づく）
代理人の住所変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	出願毎に特許庁長官に提出
代理人の氏名変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	出願毎に特許庁長官に提出
代理人の印鑑変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	出願毎に特許庁長官に提出
出願人の住所変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	住所変更は【MM9】を国際事務局へ提出
出願人の名称変更	申請人単位で1通を申請人登録室へ提出	名称変更は【MM9】を国際事務局へ提出
名義変更	出願毎に特許庁長官に提出	名義人の変更の記録の申請【MM5】を国際事務局へ提出

指定商品・役務の補正	事件が係属しているときはいつでもできる。	拒絶理由通知で指定した期間に限る。 (拒絶査定不服審判の請求後30日以内の期間も補正是できない。ただし、国際事務局へは商品・役務の減縮の申請を、事件が係属しているときは、いつでも提出できる。)
補正却下後の新出願	できる	できない
出願の変更	できる	できない
出願の分割	できる	できない
パリ優先権主張	願書に記載する	国際出願の願書【MM2】に記載する
パリ優先権証明書	出願の日から3月以内に提出	提出義務なし
パリ条約の例による優先権主張	願書に記載する	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出
上記証明書	出願の日から3月以内に提出	国際出願の日から3月以内に特許庁長官に提出
博覧会等へ出展したときの出願時の特例	願書に記載する	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出
上記証明書	出願の日から30日以内に提出	国際出願の日から30日以内に特許庁長官に提出
登録料の納付	特許庁長官に納付する	国際事務局へ納付する
更新登録料の納付	特許庁長官に納付する	国際事務局へ納付する
出願言語	日本語	英語
指定商品・役務	日本語	英語
事件の表示	出願番号	国際登録番号
出願人の表示	日本語	国際登録簿に記録された文字
代理人の表示	日本語	日本語

(了)

